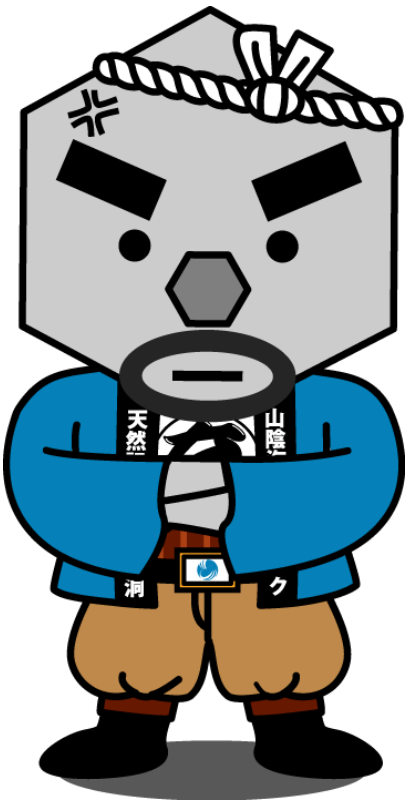
～自治会を法人へ～

認可地縁団体の手引



2026年4月改訂

豊岡市　総務部　総務課

目次

はじめに 2

第１章　認可地縁団体について 4

１　申請できる団体 4

２　認可の流れ 5

３　認可の要件 5

４　性格や主な義務など 6

第２章　認可申請について 10

認可申請の書類準備 10

第３章　認可及び告示について 13

１　認可及び告示について 13

２　告示事項の変更 14

３　規約の変更 14

第４章　印鑑登録について 16

１　認可地縁団体の印鑑登録について 16

２　印鑑について 16

第５章　証明について 17

１　認可地縁団体の告示事項に関する証明書の交付 17

２　認可地縁団体印鑑登録原票の写しの交付 17

３　交付手数料 17

第６章　認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例について 18

１　申請の流れ 18

２　公告申請の対象となる不動産 19

３　公告申請に必要な書類 21

よくある質問（ＦＡＱ） 25

はじめに

自治会・町内会のように地縁に基づいて形成された団体（以下、「地縁による団体」という。）は「権利能力なき社団」と位置付けられ、地縁による団体名義での登記が認められず、所有する不動産の登記は、代表者の個人名義や役員等の共有名義となっていました。

しかし、このような状況下では、名義人が構成員から除外された後の名義変更や不動産権利をめぐる問題が生じていました。

そこで、この問題の解決策として、1991 年の地方自治法（以下「法」という。）改正により新たな制度が創設され、法定要件を満たした地縁による団体は、市の認可により“認可地縁団体”として法人格を取得することで、認可地縁団体名義での登記が認められることとなりました。

また、2015 年には認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例制度が追加され、認可地縁団体が所有しているものの、登記名義人から相続登記されておらず、登記義務者が判明しないなどの要件を満たした場合に、認可地縁団体が所定の手続きを行うことで登記を申請することができるようになりました。

さらに、2021 年の法改正により、認可地縁団体の認可の目的が不動産等の保有を前提としないものに見直され、地縁による団体は、不動産等の保有の有無にかかわらず、地域的な共同活動を円滑に行うために認可を受けることができるようになりました。

法人格の取得等を検討されている地縁による団体の方は、この手引書を参考としてください。

認可地縁団体関係の提出書類様式・書類サンプルは豊岡市ホームページでダウンロードできます。

ホームページ内の検索バナーで「認可地縁団体」と検索してください。



＜豊岡市公式ホームページ＞

https://www.city.toyooka.lg.jp/index.html

＜認可地縁団体に関する手引き・提出書類様式＞

https://www.city.toyooka.lg.jp/shinseisho/community/1004105.html

第１章　認可地縁団体について

１　申請できる団体

申請できる団体は、一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された地縁団体（自治会・町内会）です。

法では「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下、地縁による団体。）は、地域的な共同活動を円滑に行うため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。」とされています。

≪対象とならない団体の例≫

①　青年団、婦人会のように、構成員となるために年齢性別等の条件が設けられている団体

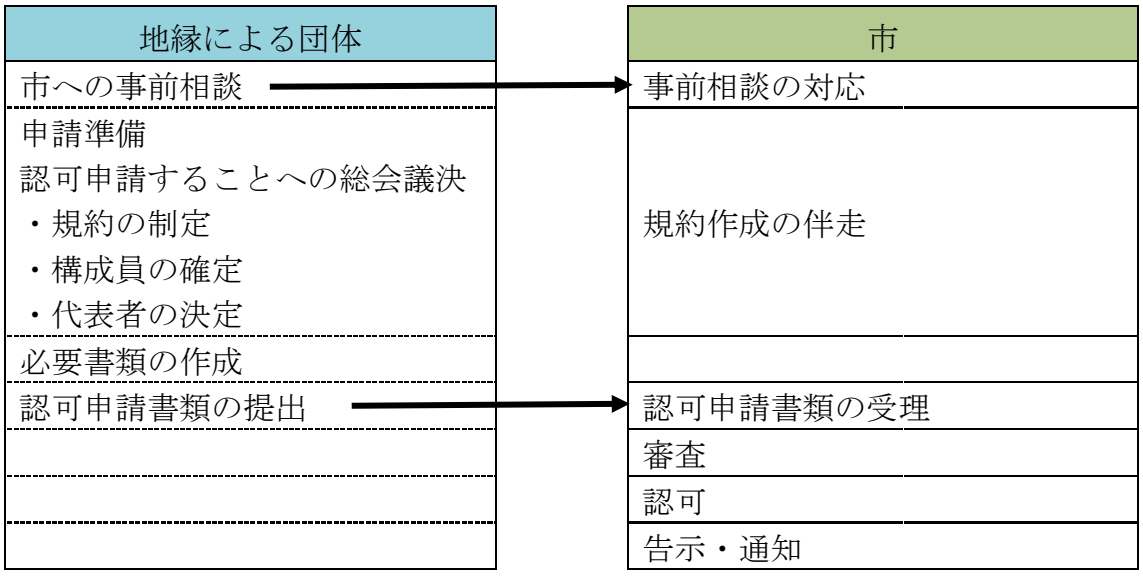
②　活動目的がスポーツや芸術など限定的に特定されている団体

【参照条文】

法第 260 条の２第１項

町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下本条において「地縁による団体」という。）は、地域的な共同活動を円滑に行うため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

２　認可の流れ



３　認可の要件

地縁による団体が認可により法人格を得るためには、次の要件を満たす必要があります。

⑴　その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められること。

⑵　その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。また、その区域は、当該地縁による団体が相当の期間にわたって存続している区域の現況によること。

＊「豊岡市大字〇〇の区域」や地番等で表すことが望ましいです。

⑶　その区域に住所を有する全ての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。

＊「全ての個人」とは、「年齢・性別等を問わず、区域に住所を有する個人全て」であり、これに反する構成員の加入資格等を規約に定めることはできません。

＊「相当数」とは、一般的には区域の住民の過半数をいいます。

⑷　規約を定めていること。

【参照条文】

法第 260 条の２第２項

②　前項の認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、その団体の代表者が総務省令で定めるところにより行う申請に基づいて行う。

一　その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められること。

二　その区域が、住民にとつて客観的に明らかなものとして定められていること。

三　その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。

四　規約を定めていること。

４　性格や主な義務など

⑴　法人格を有し、法律上の権利義務の主体となります。

⑵　認可後も、住民が自主的に組織して活動するものであり、市の行政権限を分担したり、下部組織とみなされるようなことはありません。

⑶　正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒むことはできません。また、構成員に対し、不当な差別的扱いをしてはいけません。

⑷　特定の政党のために利用してはいけません。

⑸　代表者・規約等を変更した場合、市への届け出が必要です。

⑹　構成員名簿の備え置きと構成員の変更ごとの更新が必要です。

⑺　毎年一回以上の通常総会の開催、毎事業年度終了時の財産目録等の作成が必要です。

⑻　**原則的に総会等の表決は個人（構成員）１票となります。世帯に１票として運用することは認められません。**

＊特定事項において、世帯単位で活動し意思決定を行っていることが沿革的にも実態的にも地域社会において是認され、そのことが合理的であると認められる事項に限り、規約内に規定することで、世帯の表決権を１票とすることが可能です。**ただし規約の変更、財産処分及び解散の議決のような重要事項については、表決権を世帯に１票とすることは認められません。**

⑼　各種税金関係については、認可の前後で基本的に変更はありません。詳細はそれぞれの関係機関にお問合せください。

【参照条文】

法第 260 条第６項から第 17 項（抜粋）

⑥　第一項の認可は、当該認可を受けた地縁による団体を、公共団体その他の行政組織の一部とすることを意味するものと解釈してはならない。

⑦　第一項の認可を受けた地縁による団体（以下「認可地縁団体」という。）は、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。

⑧　認可地縁団体は、民主的な運営の下に、自主的に活動するものとし、構成員に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。

⑨　認可地縁団体は、特定の政党のために利用してはならない。

⑩　市町村長は、第一項の認可をしたときは、総務省令で定めるところにより、これを告示しなければならない。告示した事項に変更があつたときも、また同様とする。

⑪　認可地縁団体は、前項の規定に基づいて告示された事項に変更があつたときは、総務省令で定めるところにより、市町村長に届け出なければならない。

⑭　市町村長は、認可地縁団体が第二項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなったとき、又は不正な手段により第一項の認可を受けたときは、その認可を取り消すことができる。

⑮　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第四条及び第七十八条の規定は、認可地縁団体に準用する。

⑯　認可地縁団体は、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七条の規定を適用する場合には同条第四項中「公益法人等（」とあるのは「公益法人等（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体（以下「認可地縁団体」という。）並びに」と、同法第六十六条の規定を適用する場合には同条第一項中「普通法人」とあるのは「普通法人（認可地縁団体を含む。）」と、同条第二項中「除く」とあるのは「除くものとし、認可地縁団体を含む」と、同条第三項中「公益法人等（」とあるのは「公益法人等（認可地縁団体及び」とする。

⑰　認可地縁団体は、消費税法（昭和六十三年法律第百八号）その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第三に掲げる法人とみなす。

法第 260 条の 13

認可地縁団体の代表者は、少なくとも毎年一回、構成員の通常総会を開かなければならない。

法第 260 条の 18 第 1 項

認可地縁団体の各構成員の表決権は、平等とする。

法第 260 条の３第１項

認可地縁団体の規約は、総構成員の四分の三以上の同意があるときに限り、変更することができる。ただし、当該規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

法第 260 条の 21

認可地縁団体は、総構成員の四分の三以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

第２章　認可申請について

認可申請の書類準備

認可の申請をするために、以下の書類を準備する必要があります。

①　認可申請書（指定様式）

②　添付書類

ア　規約（サンプルあり）

規約の内容は認可要件の判断の主要な部分を担っており、地縁による団体の組織・活動の在り方を律するものとして重要な位置づけをなすものです。法第 260 条の２各項に従った内容とする必要があると同時に、第 260 条の３から 49 の内容にも従ったものとする必要があります。従来の地縁による団体で作成された規約をそのまま使用できるわけではありません。規約サンプルを示していますので、参考に作成してください。

【規約に必要な事項】

1	名称	他の法令において名称の使用制限（公益法人・商工会等）があるものは使用できません。
2	目的	広く地域的な共同活動を行うものである必要があります。活動内容については、団体の権利能力の範囲を明確にする程度に具体的に定めます。
3	区域	区域は住民にとって客観的に明らかなものとして定められる必要があるので、字や地番にて定めます。
4	主たる事務所の所在地	主たる事務所の所在地について定めます。

5	構成員の資格に関する事項	指定した区域に住所を有すること以外の条件を定めることはできません。
6	役員に関する事項	役員の選出方法、任期、職務等について定めます。
7	会議に関する事項	会議の種類、招集方法、議決方法、議決事項等について定めます。
8	資産に関する事項	保有資産の構成、取得、処分の方法及び管理の方法について定めます。

イ　総会議事録の写し（サンプルあり）

認可を申請するためには総会で「認可を申請すること」「申請者を代表者に選出すること」などの議決が必要となります。議長及び議事録署名人の署名又は記名押印のある議事録を作成し、その写しを提出してください。

ウ　構成員名簿

構成員（会員）は、「個人」となっていますので、名簿は世帯単位でなく、構成員すべての氏名及び住所が必要です。

エ　地域活動を記載した書類

良好な地域社会の維持及び形成のために、地域的な活動を行っていることを記載した書類を作成してください。通常は、総会資料（事業報告、収支決算書等）一式となります。

オ　代表者就任承諾書の写し（指定様式）

代表者は署名又は記名押印のある代表者就任承諾書を団体に提出し、団体はその写しを市に提出してください。

【参照条文】

法第 260 条の２第３項

③　規約には、次に掲げる事項が定められていなければならない。

一　目的

二　名称

三　区域

四　主たる事務所の所在地

五　構成員の資格に関する事項

六　代表者に関する事項

七　会議に関する事項

八　資産に関する事項

第３章　認可及び告示について

１　認可及び告示について

法定要件を満たす認可申請を行った後、認可が決定した場合、市長はその旨を告示することとされています。地縁による団体は、この告示の後に認可地縁団体となったこと（または法人格を得たこと）及び告示事項をもって第三者に対し対抗できます。

＊告示とは、公の機関（国や市）がある事項を広く一般に知らせることです。

＊告示事項は、下記のとおりです。

・名称
・規約に定める目的
・区域
・主たる事務所の所在地
・代表者の氏名及び住所
・裁判所による代表者の職務執行停止の有無
・職務代行者の選任の有無
・代理人の有無
・規約に解散の事由を定めた場合は、その定めた事由
・認可年月日

【参照条文】

法第 260 条の２第 10 項、第 13 項

⑩　市町村長は、第一項の認可をしたときは、総務省令で定めるところにより、これを告示しなければならない。告示した事項に変更があつたときも、また同様とする。

⑬　認可地縁団体は、第十項の告示があるまでは、認可地縁団体となったこと及び同項の規定に基づいて告示された事項をもつて第三者に対抗することができない。

２　告示事項の変更

前述の告示事項を変更した場合、市に届け出る必要があります。

区長の交代があったときは、認可地縁団体の代表者変更の手続きが必要になりますので、就任日以降に新代表者が必ず届け出てください。

〈必要な書類〉

・告示事項変更届出書（指定様式）

・告示事項の変更を総会で議決したときの議事録の写し（サンプルあり）

・代表者就任承諾書の写し（代表者変更の場合）（指定様式）

【参照条文】

法第 260 条の２第 11 項

⑪　認可地縁団体は、前項の規定に基づいて告示された事項に変更があつたときは、総務省令で定めるところにより、市町村長に届け出なければならない。

３　規約の変更

認可地縁団体の規約は、自治の根幹をなす最も重要なものです。規約の変更は法 260 条の３に則るものであり、総会において全構成員の４分の３以上の議決を得たうえで市の認可を受けなければ変更することはできません。

通常の議案であれば、総会出席者の過半数の賛成などで議決することができますが、規約の変更という重要事項が少人数の構成員の意思により決すること

のないよう、総会議決数を「総構成員の４分の３以上」とする特別議決事項としています。

〈必要な書類〉

・規約変更認可申請書（指定様式）

・規約変更の内容、理由がわかる書類（新旧対照表等）

・規約変更を総会で議決したときの議事録の写し（サンプルあり）

・改正後の規約冊子

【参照条文】

法第 260 条の３

認可地縁団体の規約は、総構成員の四分の三以上の同意があるときに限り、変更することができる。ただし、当該規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

② 前項の規定による規約の変更は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第４章　印鑑登録について

１　認可地縁団体の印鑑登録について

〈登録に必要な書類等〉

・認可地縁団体印鑑登録申請書（指定様式）

・登録を受けようとする認可地縁団体印鑑

・豊岡市印鑑の登録及び証明に関する条例（平成１７年条例第１１号）に基づき登録されている代表者の個人の印鑑（実印）

２　印鑑について

登録できる印鑑は１団体につき１個となります。

！次のいずれかに該当する印鑑は登録できません！

・ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの

・印影の大きさが１辺の長さ８ミリメートルの正方形に収まるもの又は１辺の長さ３０ミリメートルの正方形に収まらないもの

・印影を鮮明に表しにくいもの

・その他、登録を受けようとする認可地縁団体印鑑として市長が不適当と認めるもの

（参考）

豊岡市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例

（平成１７年条例第１２号）

第５章　証明について

１　認可地縁団体の告示事項に関する証明書の交付

〈必要な書類〉

・認可地縁団体の告示事項に関する証明書交付請求書（指定様式）

２　認可地縁団体印鑑登録原票の写しの交付

〈必要な書類〉

・認可地縁団体印鑑登録原票の写し交付申請書（指定様式）

・登録されている認可地縁団体印鑑

・委任状（代表者以外の方が申請される場合）（指定様式）

３　交付手数料

交付手数料は、証明書、印鑑登録原票の写しともに**１件　３００円**です。

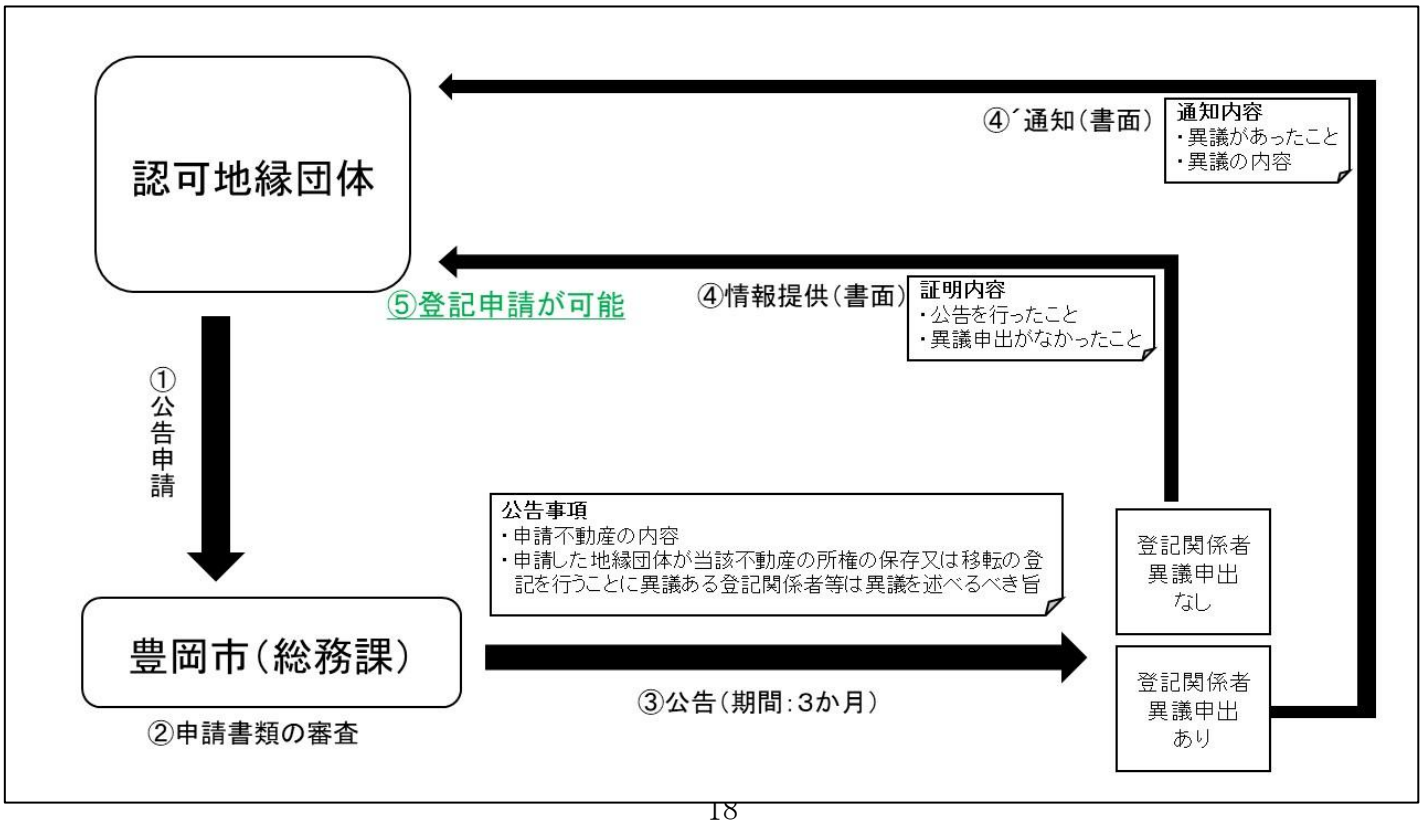
（2026 年４月１日現在）

第６章　認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例について

地縁による団体が認可を受けて法人格を取得し、不動産登記ができるようになっても、所有権の移転登記を行う際、当該不動産における名義人が複数で、相続登記がされていないなど登記義務者が判明しない場合があり、全ての相続人の確定や承諾を得るために多大な労力を費やし、所有権の移転登記に支障をきたしているという問題がありました。

このような状況を打開するため、地方自治法の一部が改正（平成２７年４月１日施行）され、一定の要件を満たした認可地縁団体が所有する不動産であって、登記名義人やその相続人の全て又は一部の所在が知れない場合、一定の手続を経ることで、認可地縁団体が単独で登記の申請を行うことができるようになりました。（法第 260 条の 46、47）

１　申請の流れ



２　公告申請の対象となる不動産

＊次の４要件すべてを満たすものに限ります。

⑴　認可地縁団体が所有しているもの。

〈基本的な考え方〉

この特例は地縁による団体の名義で登記ができなかったことにより、便宜上認可地縁団体の構成員又はかつて構成員であった者が登記名義人となっている不動産を対象としており、申請時点において認可地縁団体が所有していることが要件とされています。

なお、認可地縁団体が所有していない不動産については、この特例に基づき所有権の保存又は移転の登記を行うことはできません。

⑵　当該認可地縁団体によって、10 年以上所有の意思をもつて平穏かつ公然と占有されているもの。

〈基本的な考え方〉

認可地縁団体は、10 年以上所有の意思をもって平穏かつ公然と占有している不動産に限ってこの特例の適用が認められます。これは、民法第 162 条第２項の規定により取得時効が成立する場合であれば、実質的に他者の利益を害さないとの考え方によるものです。

なお、地縁による団体は、市町村長の認可を受けて認可地縁団体となりますが、市町村長の認可により団体の同一性が失われるものではないと解されています。そのため、認可を受ける前の地縁による団体であった期間を含めることも可能です。

⑶　当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可団体の構成員又はかつて構成員であつた者であるもの。

〈基本的な考え方〉

この特例を受けられる不動産は、認可地縁団体となる前の地縁による団体が法人格を有していなかったことにより、不動産の登記において便宜上構成員を登記名義人とせざるを得なかったものを対象として想定しており、その所有権はあくまで認可地縁団体が有しています。そのため、認可地縁団体の構成員ではない第三者が登記名義人となっている不動産や、認可地縁団体の構成員が個人的に所有している不動産については対象となりません。

また、ここでいう「構成員」には、認可を受ける前の地縁による団体の構成員も含まれると解されています。

⑷　当該不動産の表題部所有者もしくは所有権の登記名義人又はこれらの相続人の全部又は一部の所在が知れないもの。

〈基本的な考え方〉

この特例は、不動産登記法が、財産権をいたずらに侵害しないため、登記義務者と登記権利者の共同申請を原則としている一方で、認可地縁団体が所有する不動産については、先に述べたとおり、登記義務者を探し出すことが困難で、登記の移転が進まないという問題が起こっていることを受けて創設されたものです。

「全部又は一部の所在が知れないこと」とは全部の所在が知れていること以外は全て含まれることとなると解されており、登記関係者のうち少なくとも一人について所在が知れない場合には、この要件を満たすこととなりますが、所在が判明している登記関係者がいる場合には、この特例により認可地縁団体が不動産の登記名義人となることについて事前に同意を得ておくことが望ましいと考えられています。

なお、認可地縁団体が所有する不動産の登記名義人等を探し出すことができた場合には不動産登記法の原則どおり共同申請を行うこととなります。

３　公告申請に必要な書類

ア　所有不動産の登記移転等に係る公告申請書（所定様式）

イ　所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産の登記事項証明書

ウ　申請不動産に関し、本件公告申請を行うことについて総会で議決したことを証する書類（総会の議事録）

エ　申請者が代表者であることを証する書類（11 ページ、認可地縁団体の証明書）

オ　申請の対象となる要件を疎明するに足りる資料

→要件⑴及び⑵を疎明する資料の例

・申請不動産の所有又は占有に係る事実が記載された認可地縁団体の事業報告書等

・公共料金の支払い領収書

・閉鎖登記簿の登記事項証明書又は謄本

・固定資産税の納税証明書、課税明細書又は名寄帳の写し

上記書類が入手困難な場合は…

・申請不動産の所在地に係る地域の実情に精通した方の証言を記載した書面（※上記資料の入手が困難な「理由書」を添付のこと。）

・申請不動産の占有を証する写真等（※上記資料の入手が困難な「理由書」を添付のこと。）

→要件⑶を疎明する資料の例

・認可地縁団体の構成員名簿

・墓地の使用者名簿（申請不動産が墓地の場合）

上記書類が入手困難な場合は…

・申請不動産の所在地に係る地域の実情に精通した方の証言を記載した書面（※上記資料の入手が困難な「理由書」を添付のこと。）

→要件⑷を疎明する資料の例

・当該登記関係者の不在住証明書（住民票がない証明書）
・当該登記関係者宛（登記記録上の住所宛）の配達証明付き郵便が不到達であったことを証明する書面
・申請不動産の所在地に係る地域の実情に精通した方の証言を記載した書面

◎所在が判明している登記関係者には、当特例制度の申請を行うことについて事前に同意を得ておいてください。

【参照条文】

法第 260 条の 46

認可地縁団体が所有する不動産であって表題部所有者（不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第二条第十号に規定する表題部所有者をいう。以下この項において同じ。）又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であつた者であるもの（当該認可地縁団体によって、十年以上所有の意思をもつて平穏かつ公然と占有されているものに限る。）について、当該不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人又はこれらの相続人（以下この条において「登記関係者」という。）の全部又は一部の所在が知れない場合において、当該認可地縁団体が当該認可地縁団体を登記名義人とする当該不動産の所有権の保存又は移転の登記をしようとするときは、当該認可地縁団体は、総務省令で定めるところにより、当該不動産に係る次項の公告を求める旨を市町村長に申請することができる。この場合において、当該申請を行う認可地縁団体は、次の各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料を添付しなければならない。

一　当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること。

二　当該認可地縁団体が当該不動産を十年以上所有の意思をもつて平穏かつ公然と占有していること。

三　当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であつた者であること。

四　当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと。

② 市町村長は、前項の申請を受けた場合において、当該申請を相当と認めるときは、総務省令で定めるところにより、当該申請を行った認可地縁団体が同項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある当該不動産の登記関係者又は当該不動産の所有権を有することを疎明する者（次項から第五項までにおいて「登記関係者等」という。）は、当該市町村長に対し異議を述べるべき旨を公告するものとする。この場合において、公告の期間は、三月を下つてはならない。

③ 前項の公告に係る登記関係者等が同項の期間内に同項の異議を述べなかつたときは、第一項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて当該公告に係る登記関係者の承諾があつたものとみなす。

④ 市町村長は、前項の規定により第一項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて登記関係者の承諾があつたものとみなされた場合には、総務省令で定めるところにより、当該市町村長が第二項の規定による公告をしたこと及び登記関係者等が同項の期間内に異議を述べなかつたことを証する情報を第一項の規定により申請を行った認可地縁団体に提供するものとする。

⑤ 第二項の公告に係る登記関係者等が同項の期間内に同項の異議を述べたときは、市町村長は、総務省令で定めるところにより、その旨及びその内容を第一項の規定により申請を行った認可地縁団体に通知するものとする。

法第 260 条の 47

不動産登記法第七十四条第一項の規定にかかわらず、前条第四項に規定する

証する情報を提供された認可地縁団体が申請情報（同法第十八条に規定する申請情報をいう。次項において同じ。）と併せて当該証する情報を登記所に提供するときは、当該認可地縁団体が当該証する情報に係る前条第一項に規定する不動産の所有権の保存の登記を申請することができる。

② 不動産登記法第六十条の規定にかかわらず、前条第四項に規定する証する情報を提供された認可地縁団体が申請情報と併せて当該証する情報を登記所に提供するときは、当該認可地縁団体のみで当該証する情報に係る同条第一項に規定する不動産の所有権の移転の登記を申請することができる。

よくある質問（ＦＡＱ）

Ｑ１	認可を受けることのメリットやデメリットはありますか？
Ａ	基本的には認可地縁団体となっても団体の運営が大きく変わることはありません。 代表的なメリットとしては、団体として所有する不動産の登記を行うことができるようになります。 しかし、認可前の任意団体であった時とは異なり、法人格を得て、地方自治法の適用を受けることになります。 これまでは表決権は世帯に１票としていても、**認可地縁団体では個人に１票が原則ですので、総会の開催や議決に手間がかかります**。 また、**代表者変更や規約変更のたびに市に届出をする必要があり、事務の手間は増加**するものと思われます。
Ｑ２	会員が極めて多く、一堂に会して総会を開催することが難しい。
Ａ	会員が極めて多い地縁による団体では、総会の定足数（※全会員の２分の１とするのが一般的）や、議決に要する会員数を同一会場に集めて総会を開催することが困難であると考えます。しかしながら、特定の会員だけで総会を開催する代議員制のような形は認められません。 この問題の解決策として、書面又は電磁的方法による表決や、委任による代理表決を定足数・議決に要する会員数に含めることができます。 ①　書面表決 事前に議案を全会員が閲覧できるようにし、書面により賛成・反対を表明する方法。 ②　電磁的方法による表決 事前に議案を全会員が閲覧できるようにし、電子メール、ＷＥ

	Ｂサイト、アプリケーションを用いて、賛成・反対を表明する方法。 ③　事前に議案を全会員が閲覧できるようにし、委任状により、表決を他の会員等に委任する方法。 また、実際に集まらずとも出席者が一堂に会するのと同等に、相互に議論できる環境であればＷＥＢ会議、テレビ会議、電話会議により総会を行うことも可能です。 なお、書面又は電磁的方法による決議においては、その議決方法を採用することについて会員全員の合意が必要であり、賛否が分かれた場合には、書面又は電磁的方法による決議はできず、ひいては総会の開催の省略も認められていません。 【参照条文】 法第 260 条の２第３項第７号、第 260 条の 18、第 260 条の 19 の２第２項、第３項

参考資料

『第４次改訂版　自治会、町内会等法人化の手引』（ぎょうせい）